

公立大学法人神戸市看護大学評価委員会運営要綱

平成 30 年 11 月 16 日

公立大学法人神戸市看護大学評価委員会決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、公立大学法人神戸市看護大学評価委員会条例（平成 30 年神戸市条例第 50 号）第 8 条の規定に基づき、公立大学法人神戸市看護大学評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(会議の公開)

第 2 条 委員会の会議は、原則として公開とする。ただし、委員会において非公開とすることが適当であると認める案件については、委員長が委員会に諮って非公開とすることができる。

(傍聴人に対する指示)

第 3 条 委員長は、傍聴人が会議の進行を妨害する行為をしたと認めたときは、傍聴人に対し、退場を命じることができる。

(議事録等)

第 4 条 委員会の議事要旨及び会議で使用した資料は、原則として公表する。ただし、委員会において非公開とすることが適当であると認める資料については、委員長が委員会に諮って非公開とすることができます。

(補則)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 11 月 16 日から施行する。